

○三芳町在宅重度心身障害者手当支給条例

昭和54年9月26日

条例第28号

改正 昭和61年3月12日条例第17号

平成11年3月18日条例第12号

平成17年12月12日条例第28号

平成21年12月11日条例第34号

平成29年3月31日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、三芳町に居住する在宅重度心身障害者に在宅重度心身障害者手当(以下「手当」という。)を支給することにより、これらの者の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例による手当の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級又は2級に該当するもの
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号)による療育手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が㊤又はAに該当するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級に該当するもの
- (4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が、障害の程度について最重度又は重度と判定した者
- (5) 前4号に掲げるもののいずれかに相当すると町長が認めた者
- (6) 別表に定める超重症心身障害児と町長が認めた者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の障害の状態にあると町長が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)第17条第2号及び第26条の2第1号に規定する施設並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第14条第3号に規定する施設に収容されている者
- (2) 法第17条の規定に基づく障害児福祉手当、法第26条の2の規定に基づく特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給を受けている者。ただし、前項第6号に該当する者についてはこの限りでない。
- (3) 前年の所得により、住民税が課税されている者

(4) 65歳以上の者。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。

ア 65歳に達する日の前日において、この手当を受給していた場合

イ 平成21年12月31日時点において、既にこの手当を受給していた場合

ウ 65歳に達する日の前日又は平成21年12月31日時点において、第1号から第3号までの事由により支給を制限されていた者が、当該事由に該当しなくなった場合

(受給資格等)

第3条 三芳町に住所を有し、前条第1項に該当する者(前条第2項に該当する者を除く。)は、この条例の定めるところにより、手当を受けることができる。

2 手当を受けようとする者は、規則で定める申請書を町長に提出し、受給資格の認定を受けなければならない。

3 町長は、前項の認定をしたときは、規則で定める通知書により、当該申請者にその結果を通知しなければならない。

(受給資格の喪失)

第4条 前条の認定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、手当の受給資格を失う。

- (1) 三芳町に住所を有しなくなったとき。
- (2) 第2条第1項の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 死亡したとき。

2 受給者は、前項各号に該当することとなったときは、速やかに規則で定める届書を町長に提出しなければならない。

(手当の額等)

第5条 手当の額は、受給者1人につき月額5,000円とする。

2 手当は、毎年度9月及び3月の2期に分けて支給する。

3 1人の支給対象者が、第2条第1項各号の2以上に該当する重複障害の場合においては、いずれか一方を認定することとし、手当を重複して支給することはできないものとする。

(支給期間)

第6条 手当の支給は、第3条第2項の規定に基づく申請のあった日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から受給資格を失った日の属する月までとする。

(支給制限)

第7条 町長は、受給者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(不正利得の返還)

第8条 偽り、その他不正の手段により、手当の支給を受けた者がいるときは、町長は、受給額に相当する金額をその者から返還させることができる。

(受診命令)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、受給者に対して、障害の程度について判定を受けるよう命ずることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

- 1 この条例は、昭和54年10月1日から施行する。
- 2 三芳町在宅重度心身障害児手当支給条例（昭和47年三芳町条例第27号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、旧条例の規定に基づいて現に手当の支給を受けている者については、当該手当の受給に係る旧条例第2条の対象者にその氏名を改めることにより、当該対象者をこの条例の規定による受給者とみなす。
- 4 この条例の施行の日から昭和54年10月31日までの間において、第3条第2項の規定に基づく申請があった場合に限り、第6条の規定にかかわらず当月分から手当を支給する。

### 附 則（昭和61年条例第17号）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日において現に改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「旧法」という。）第17条に規定する福祉手当の支給要件に該当している者であって、旧法第19条の認定を受け、又は同条の認定の請求をしているもののうち、手当の支給要件に該当している者が昭和61年4月30日までに第3条第2項の申請書を提出し、受給資格の認定を受けた場合には、第6条の規定にかかわらず、同月から手当を支給する。

### 附 則（平成11年条例第12号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

### 附 則（平成17年条例第28号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

### 附 則（平成21年条例第34号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

### 附 則（平成29年条例第6号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表（第2条関係）

超重症心身障害児とは、重症心身障害児のうち、運動機能が座位までであって、かつ、以下のスコア表の各項目に規定する状態が6か月以上継続する場合に、それぞれのスコアを合算し、その合計が25点以上の障害児とする。

項目	点数
1 レスピレーター管理 ※1	10点
2 気管内挿管・気管切開	8点
3 鼻喉頭エアウェイ	5点
4 O <sub>2</sub> 吸入又はSpO <sub>2</sub> 90%以下の状態が10%以上	5点
5 1回/時間以上頻回の吸引	8点
6回/日以上頻回の吸引	3点
6 ネブライザー 6回/日以上又は継続使用	3点
7 IVH	10点

8	経口摂取（全介助）※2	3点
	経管（経鼻・胃ろう含む。）※2	5点
9	腸ろう・腸管栄養 ※2	8点
	持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）	3点
10	手術・服薬にても改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回／日以上	3点
11	継続する透析（腹膜灌流を含む。）	10点
12	定期導尿（3回／日以上） ※3	5点
13	人工肛門	5点
14	体位変換（6回／日以上）	3点

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、レスピレーター管理に含む。

※2 8、9は経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択。

※3 人口膀胱を含む。

備考 重症心身障害児とは、以下の(1)に該当し、かつ(2)又は(3)に該当する20歳未満の者とする。

(1) 肢体不自由に係る障害の程度が身体障害者手帳1級又は2級に該当する者

(2) 療育手帳の等級が㊤又はAに該当する者

(3) 障害の程度が最重度又は重度であると児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が判定した者